

2024年度 第1回荏田西小学校地域防災拠点運営委員会

- ・日時：2024年10月26日（土）13:30～15:30
- ・場所：荏田西小学校 図書室
- ・議題：

1. 地域防災拠点の役割、運営、規約

- ①地域防災拠点とは（マニュアル）⇒ P2
- ②横浜市内のいずれかで震度5強以上の地震が発生したら地域防災拠点避難場所を開設し、避難者を受け入れる。
- ③荏田西地域の避難場所は荏田西小学校 ⇒ P3
- ④荏田西小学校は定点診療拠点にも指定されている。青葉区で震度6弱以上の地震が観測されたら、軽傷者の応急医療を行うため医療関係者等と地域防災拠点運営委員会が協力して定点診療拠点を開設する。⇒ P4
- ⑤運営：運営委員会を地域住民（自治会、団体）、行政（横浜市青葉区職員他）、学校（荏田西小学校職員）の三者で構成する。添付資料「荏田西小学校市域防災拠点運営委員会規約」⇒ P5

2. 2024年度運営委員会委員の確認、役員の選出、班分け

- ①委員長、副委員長は連合自治会長、副会长が担当する。名簿用紙に記入下さい⇒P7
提出先：副委員長 降旗（5丁目）さん
- ②班の主な業務：添付資料「(3)各組織の被災時の主な業務」⇒ P9

3. 2024年度活動計画 ⇒ P10

- ① 防災訓練の実施日：2025年2月8日（土）
 - ・10:00～12:00（開設訓練）
 - ② 場所：荏田西小学校
 - ・13:00～15:30（一般参加者の訓練）後片付けの後 16:00頃解散
- 場所：荏田西小学校

4. 第2回 防災拠点運営委員会

日 時	場 所	内 容
11月23日（土） 13:30～15:00	荏田西小学校	第1回 ミニ防災訓練 <ul style="list-style-type: none">・給水訓練（水道局に依頼）・炊き出し訓練

5. 莳田西小学校の防災施設見学

2グループに分けて実施 P11

6. 消費期限間近の防災食品の配布

以 上

I 地域防災拠点とは

1. 地域防災拠点

青葉区は「青葉区防災計画」を策定して、「災害への備え」および「災害発生時の応急対応」を定めている。この中で地域防災拠点の役割および活動についても述べている。

荏田西小学校は、市の地域防災拠点および定点診療拠点に指定されている。このため、地域、学校および区役所の三者で「荏田西小学校地域防災拠点運営委員会」を常時、組織している。

運営委員会は、災害時に避難場所を開設する時には、青葉区災害対策本部の区本部拠点班員に協力して、避難場所の適切な管理運営を図る。また、平常時には、防災訓練、防災知識の普及等を計画、実施し、災害時に備える。

本マニュアルは、それらの活動を円滑におこなうために作成されたものであり、机上の検討および訓練等を通じて、常により効果的なものに見直す必要がある。

[地域防災拠点の災害時の主な役割]

- ① 安心できる避難生活の維持
- ② 的確な地域情報の収集、地域への情報提供
- ③ 地域の被災者の救出

[地域防災拠点運営委員の災害時の役割]

地域防災拠点（避難場所）は、あらかじめ決められた運営委員会委員に、避難者、地域応援者、拠点班員などを加えて運営される。運営委員は平常時の班体制に加え、地域住民など応援者の協力を得て、各班長を務めるなど避難場所運営の中心となる。

[地域防災拠点運営委員の平常時の役割、活動]

運営委員会は、震災発生時の混乱と動揺の中で、地域防災拠点（避難場所）を円滑に運営できるように、日頃から地域防災拠点運営マニュアルを作成し、地域防災拠点運営の研修や防災資機材の使用訓練などを行い、地域防災力の向上に努める。

- 主な活動は：
- ①運営委員会の開催
 - ②運営マニュアルの検討、改定
 - ③防災資機材等の使用方法の習得
 - ④防災訓練の実施
 - ⑤避難場所開設、運営に必要な資料、用具等の整備
 - ⑥地域の防災力の向上に必要な防災知識、情報等の発信

地域防災拠点（指定避難所）とは



その場に合った身の安全を囲ってください

学校施設の耐震強化

新耐震基準（昭和55年以前）に増設した体育馆、校舎を対象に耐震補強を進めました。

近くの学校や公園・空き地など広く安全な場所に避難してください

家屋の倒壊等により自宅に戻れない場合指定された小・中学校に避難して下さい

公園・空き地等

簡易火災の延焼拡大で危険になったとき広域避難場所へ避難してください

広域避難場所



ヘリサイン
(校舎屋上に文字で学
校名を表示しています)

地域防災拠点の役割

安心して避難生活を送ることができる

- ・身近な小・中学校等（459校）を指定避難所に指定
- ・地域防災拠点運営委員会により安全かつ秩序ある避難生活を維持

水・食料、生活用品を確保できる

- ・水缶詰、保存パン等の食料、移動式炊飯器等の生活用品を備蓄

防災資機材を使って、救助・救出活動ができる

- ・エンジンカッター、レスキュージャッキ等の救助用品を備蓄

家族の安否確認ができる

- ・地域防災拠点運営委員会により安否確認、避難情報、被害情報を収集

避難所

● 体育馆等



テント型トイレ

ハンドマイク



移動式炊飯器

ガスかまど
セット

発電機

応急給水装置

ポンプ



手押しポンプ

緊急給水栓

（地域防災拠点等の場合）

循環式地下貯水槽

（地域生産収量拠点の場合）

耐震管路（給水管）

リヤカー

エンジンカッター

横浜市防災備蓄庫

水缶詰

（プレハブ）倉庫

（プレハブ）倉庫

防災備蓄庫の整備

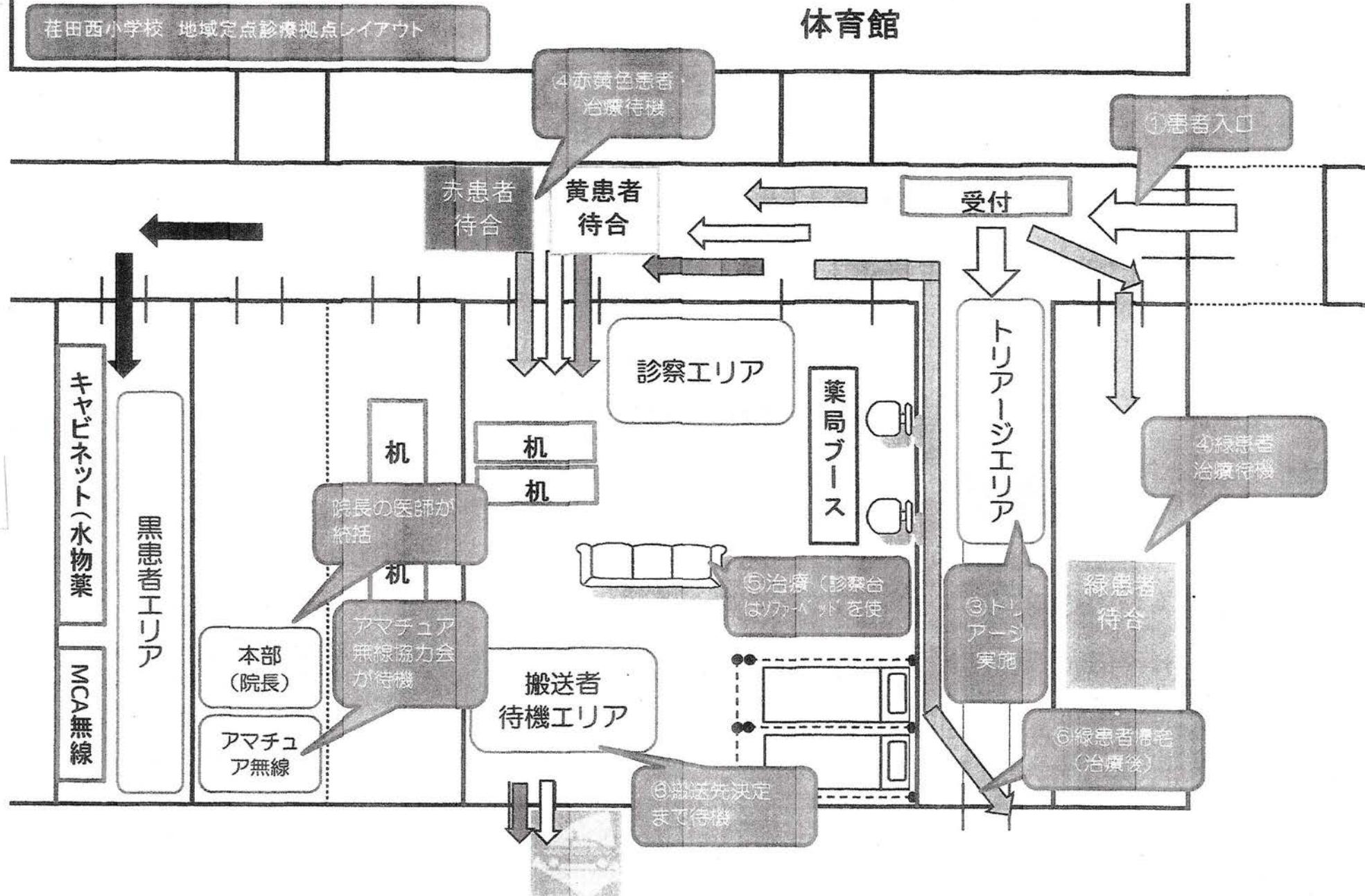
水・食料、防災資機材、生理用品等を保管するための防災資機材は、学校の校舎にプレハブ倉庫として新設したものと、校舎の空き教室等を活用したものがあります。

飲料水の確保

飲料水確保のため、循環型地下貯水槽や緊急給水栓の整備、受水槽の活用を進めました。また、消火栓の活用や耐震給水栓の整備を進めています。

荏田西小学校 地域定点診療拠点レイアウト

体育館



荏田西小学校地域防災拠点運営委員会規約

注、_____：追記 、太字：名称等の変更

第1条（名称） この会は荏田西小学校地域防災拠点運営委員会（以下「本会」と言う）と称する。

第2条（防災拠点の対象者） 原則として、荏田西小学校校区に居住する住民とする。

第3条（設置目的） 本会は、災害時において荏田西小学校に避難した住民に対する救援・救護活動等を行うとともに、防災拠点・避難場所としての適正な管理運営を図るために設置する。

第4条（事業） 本会は、次の各号に掲げる事項について協議し、防災拠点の円滑な運営を図るものとする。

- (1) 防災拠点の管理運営に関すること
- (2) 避難・誘導に関すること
- (3) 情報の受伝達に関すること
- (4) 飲食物、生活用品、救援物資等の集配・調整に関すること
- (5) 救護・防疫活動に関すること
- (6) 福祉活動に関すること
- (7) 防災訓練に関すること
- (8) その他必要な事項に関すること

第5条（防災計画） 本会は、地震等の災害による被害の防止及び軽減を図るため、次に関する防災計画を作成する。

- (1) 地震等の災害発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること
- (2) 防災知識の普及に関すること

第6条（組織） 本会は、下記に掲げるメンバーで構成する。

- (1) 莖田西連合自治会会长、副会長、及び防災部代表。荏田西小学校校区内町内会・自治会会长、副会長、及び防災担当者。荏田西地区社協会長、副会長。荏田西地区民児協委員。家庭防災員代表。他
- (2) 莖田西小学校校長、副校長、及び担当者。
- (3) 莖田西小学校協力の会
- (4) 莖田西小学校校区内各種団体委員
- (5) 青葉区役所担当職員

第7条（役員） 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|----|
| (1) 委員長 | 1名 |
| (2) 副委員長 | 数名 |
| (3) 会計 | 1名 |
| (4) 監事 | 1名 |
| (5) 顧問 | 1名 |

委員長、副委員長は運営委員から互選する。また、委員長、副委員長の内1名を会計担当する。監事は副校长とする。

第8条（顧問） 顧問は荏田西小学校校長とする。顧問は会議に出席し意見を述べるとともに、防災拠点・避難所の運営、学校施設の利用について委員長を支援する。

第9条（職務） 委員長は、本会を代表し会務を運営するとともに災害発生寺における指揮命令を行う。副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在時はその職務を代行する。会計は、本会の会計を担当する。監事は、本会の会計を監査する。

第10条（任期） 任期は、一年とする。但し再任は妨げない。

第11条（事務局） 本会の事務局を荏田西小学校に置くこととする。

第12条（会議） 本会の会議は、委員長が必要を認めた時に召集し、委員長がその議長となる。事業、会務等を企画立案するとともに、最高決定機関とする。

第13条（経費） 本会の経費は、市からの運営費、助成金、寄付金等による。

第14条（会計年度） 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第15条（規約の改正） 規約の改正は出席委員の過半数を要する。

第16条（付則） 平成12年7月 規約制定
平成17年4月 改正
平成19年6月 改正
平成20年6月 改正
平成23年4月 改正
平成24年4月 改正

2024年10月26日

荏田西防災拠点運営委員の皆様

荏田西防災拠点運営委員会

委員長 鳥屋尾 彰

委員名簿作成のご協力について

荏田西防災拠点運営委員会では、会の活動及び運営を円滑に行うために、委員名簿を作成しております。この名簿は、委員相互及び役員との諸連絡、運営委員会活動、災害時の避難、救助活動等の際に利用するために作成するものです。名簿に記載されている個人情報は荏田西連合自治会の個人情報取扱ルールに基づき取り扱うこととしております。この個人情報は上記の目的以外で使用あるいは第三者に提供することはありません。

つきましては、以下の名簿記入欄に必要事項を記入して、提出下さるようお願い致します。

===== 切り取り =====

所属自治会・町内会名並びに担当役職：

名 前（漢字）：

名 前（ひらがな）：

住 所： 莳田西_____

電話番号：

Eメールアドレス：

在田西小地域防災拠点

(3) 各組織の被災時の主な業務

組織	項目	
本部	①避難場所開設、運営に関する総合調整 ②避難スペース、本部、各部、医療拠点等の配置、割振り ③運営会議の開催 ④各種救援物資等の要請 ⑤学校再開の準備	
庶務班	①避難者の受付、誘導 ②応援者の受付、各班への振分け等 ③避難場所でのルール策定 ④ごみ、トイレ、照明、ペット、タバコ等の避難生活環境の維持、管理 ⑤防災拠点日誌・運営記録の作成	2丁目
情報班	①避難者名簿の作成管理 ②外部からの災害情報の受取り、収集と避難場所内への伝達 ③地域の被災状況の確認、救出救助要請の受付および避難場所内の情報収集 ④外部からの問合わせ窓口	5丁目
救出救護班	①防災備蓄庫内の救出・救護工具の貸出管理 ②地域の救出要請情報を基に、救出活動に協力 ③医療救護拠点で必要な物品や負傷者の搬送	1丁目 3丁目
食料物資班	①食料物資の必要数量と在庫数量の管理および不足分の要請 ②地下タンク水の汲み上げ、配布（水道局と連携） ③防災備蓄庫の水缶、乾パン、粉ミルクセット等の配布 ④防災備蓄庫の生活用品等（オムツ他）の配布 ⑤各種救援物資の受取り、保管、配布 ⑥炊き出しの実施	4丁目
援護班	①要援護者避難支援 ②要援護者等の避難生活の支援	社協 民生

2024年10月26日

2024年度 荏田西小学校地域防災拠点運営委員会の活動予定

委員会は昨年同様、委員を対象に4回実施し、その上で2025年2月に防災訓練を開催する。

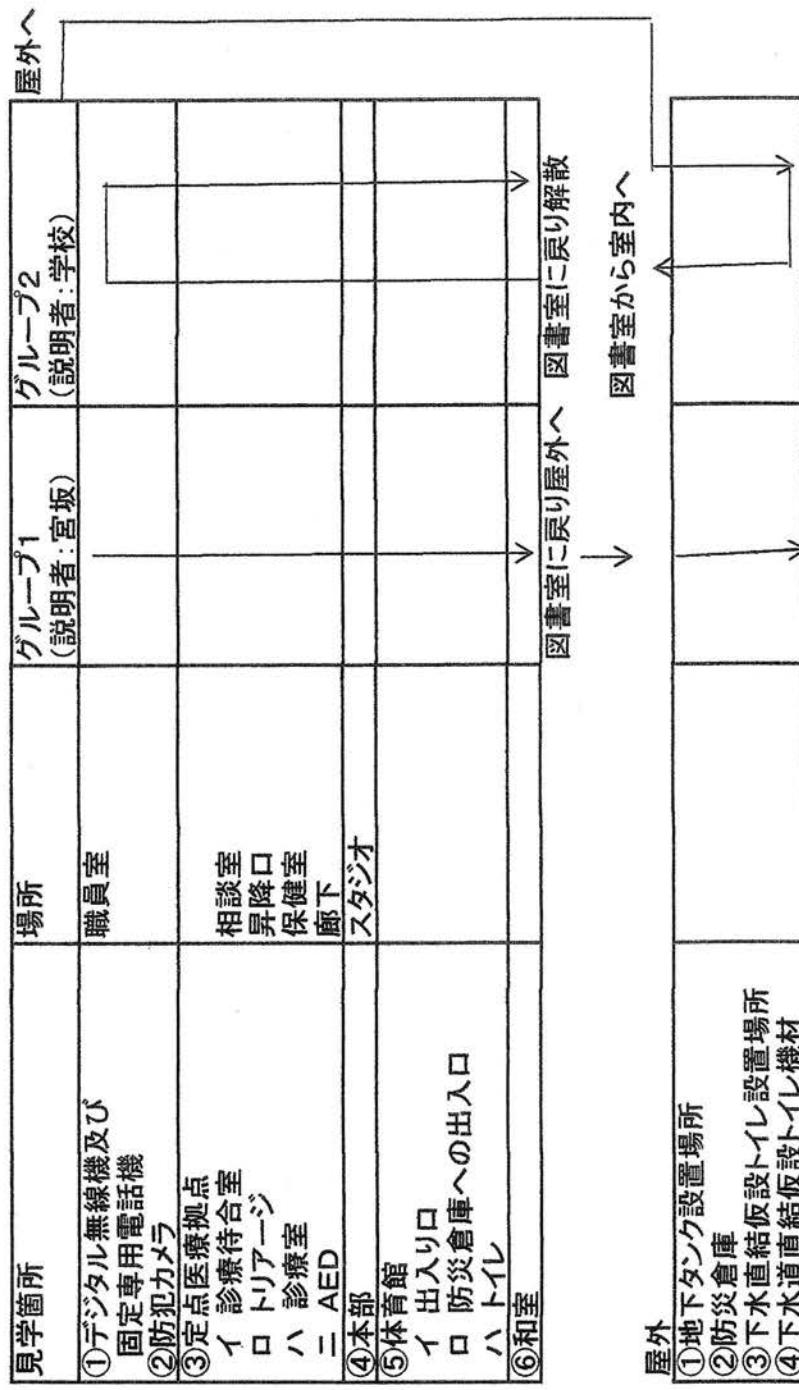
(実施案)

月日	内容	場所
10月26日(土) 13:30~15:30	第1回防災拠点運営委員会 ① 委員会の役割 ② 今年度の予定 ③ ミニ防災訓練 ④ 荏田西小学校の防災施設見学 ⑤ 備蓄食の配布	荏田西小学校 図書室
11月23日(土) 13:30~15:00	第2回防災拠点運営委員会(第1回ミニ防災訓練) ① 給水訓練(水道局に依頼) ② 炊き出し訓練	荏田西小学校
1月25日(土) 13:30~15:30	第3回防災拠点運営委員会(第2回ミニ防災訓練) ① 防災訓練のシミュレーション ② 仮設トイレ設置訓練	荏田西小学校
2月8日(土) 10:00~15:30	防災訓練 ① 開設訓練(10:00~12:00) ② 一般参加者の訓練(13:00~15:30)	荏田西小学校

以 上

2024年 第1回防災拠点運営委員会（在田西小学校関連施設見学）

‘24.10.26」



解散

参考

地震被害想定

- 本資料は、「横浜市地震被害想定調査報告書」（平成 24 年 10 月）に基づき作成したものである。
 - ※ 調査において、人口は平成 22 年国勢調査、建物については固定資産台帳データにより算出。このため、現時点で公開されている市の人口及び世帯数、建物数とは一致しない。
 - ※ 市及び関係機関は、被害想定を縮小する取組を進めている。
- 【参考】「横浜市地震被害想定調査報告書」（平成 24 年 10 月）の掲載場所
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/wagaya/jishin/higai/jishinhigai.html>

1 調査結果の概要

(1) 想定地震における被害概況

ア 元禄型関東地震

- 相模トラフ沿いを震源とするマグニチュード 8.1 の地震
- 横浜市内では、震度 5 強～ 7 （広い範囲で震度 6 強以上）の強い揺れ。
- 西区、中区、磯子区の沿岸部の一部で震度 7 の揺れ。沿岸部の埋立地や、内陸側でも鶴見川流域の他、柏尾川・境川の流域などで液状化の可能性が高い。
- 本市に最も大きな被害をもたらす地震とされている。
- ライフラインはいずれも広域で機能支障が生じ、緊急輸送路・鉄道も、地盤変状等により大きな支障が生じる。
- 津波火災の発生、長周期地震動による被害など、想定には含まれていない要因により、被害が拡大することも懸念される。
- 神奈川県全域で大きな被害になると予想され、救助・復旧活動等は困難を極めることが想定される。

イ 東京湾北部地震

- マグニチュード 7.3 の首都直下地震
- 横浜市内では、震度 4 ～ 6 強の揺れ。特に市内東部では震度 6 弱以上の強い揺れ。
- 沿岸部の埋立地で液状化の可能性がかなり高い。
- 元禄型関東地震に比べると、被害は小さくなるものの、本市中心部から東京側では揺れ・火災により相当な被害が見込まれる。
- ライフラインはいずれも広域で機能支障が生じ、緊急輸送路・鉄道も、地盤変状等により大きな支障が生じる。
- 東京の中枢機能が発揮されない可能性があり、救助・復旧活動が懸念される。

ウ 南海トラフ巨大地震

- 東海地震を包括したマグニチュード 9 クラスの地震
- 横浜市内では広い範囲で震度 5 弱～ 5 強の揺れ。一部で震度 6 弱の揺れ。
- 岸部の埋立地で液状化の可能性がかなり高い。
- 液状化による建物被害が、揺れによる建物被害を上回る。長周期地震動による高層建物や石油タンク等への影響も懸念される。
- 津波による建物被害や交通施設の浸水区間が慶長型地震に次いで多数発生する。
- 南関東から九州に至る広域での被害が予測されるため、人材・物資等の不足が懸念される。

エ 慶長型地震

- 神奈川県の「平成 23 年度津波浸水想定検討部会」で設定したマグニチュード 8.5 の地震。津波被害の検討対象地震
- 津波による建物・人的被害等が想定される。
- 道路や鉄道も浸水の影響を何らかの形で受ける区間が多数発生する。
- 南関東から東海地区以西の広い範囲で津波被害が懸念されるが、揺れによる被害は 比較的軽微と考えられる。